

## 今週の専門用語



**BEPS 包摂的枠組 (Inclusive Framework on BEPS)**

途上国・新興国を含む137の国と地域が署名し、国際課税ルールについて多国間交渉を行う枠組みのこと。BEPSプロジェクトの議論に加わらなかった国を含め、全署名国・地域はOECD租税委員会に参加し、OECD/G20諸国と対等な立場でBEPS関連のモニタリングに関与することができる。ただし、BEPS最終報告書における4つのミニマム・スタンダード（国別報告事項、紛争解決メカニズムの効率化、条約の濫用防止、有害税制への対抗）をはじめBEPSパッケージの実施が求められる。


**仮装経理により支給された役員給与**

法人税法34条第3項は、「内国法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と規定する。本件においては、会社から内縁の妻に対して支給した給与は、事実認定により、代表者個人への役員給与に含まれるとしたうえで、従業員に対して支給した給料手当であると仮装したものとして、給与名目支給額の損金算入が認められないこととされている。


**書面による同意の意思表示**

株式会社は毎事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を招集しなければならないとされているが（会社法296条）、会社法では、実際に株主総会を開催することなく、株主の全員が書面により同意の意思表示をすることにより、株主総会の決議があったものとみなすことができる制度が手当てされている（会社法319条）。この場合、株式会社は株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、書面を本店に備え置くとともに、株主及び債権者は、営業時間内に書面の閲覧等請求をすることができる。

12

ページ

13

ページ

40

ページ

From  
編集室

◆今号の特集では、「低額譲渡により取得した建物の減価償却費の計算」を紹介しているが、取得価額の引継ぎが行われる資産に対する調査等では資産課税部門と個人課税部門の間で「整理票」による情報共有がなされているようだ。◆資産課税部門は、取得価額の引継ぎが行われる買換資産、代替資産、交換取得資産、低額譲受資産、課税の繰延べによる取得価額の減額が行われる対象先行取得土地等を把握した場合、「取得価額引継整理票」を作成し、対象となる資産が減価償却資産である場合は、個人課税部門に写しを回付するという。個人課税部門は、当該整理票を申告審理・調査選定に活用する。 (TN)

**週刊T&A master 第822号**

2020年2月10日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 [ta@lotus21.co.jp](mailto:ta@lotus21.co.jp)

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい